

県民の皆さまへ

～裁判員候補者名簿登載通知の発送にあたって～

平成20年11月27日

茨城県弁護士会

会長 谷 萩 陽 一

本年11月28日、最高裁から、裁判員候補者名簿への登載通知が発送されます。

茨城県内でも7600人の方に通知が届く予定とのこと。この機会にあらためて県民の皆さんに裁判員制度への積極的な参加を呼びかけるものです。

裁判員制度を提案した、平成13年6月の司法制度改革審議会最終意見書は、「裁判内容に国民の健全な社会常識を反映させる」ことにより「国民の信頼を高める」ことを目的に掲げました。

私たち弁護士は、長年にわたって、日本の刑事裁判の改革のため、国民の司法参加の実現を求めてきました。

ある高名な刑事法学者は、「日本の刑事裁判は絶望的である」、と言いました。これまでの刑事裁判は、捜査機関の作った調書が主な証拠となり、裁判官が調書を読み比べて判決を書くというスタイルが主流でした。代用監獄（警察留置場）に身柄をおいて、密室での取調べで自白をとるといふ捜査のしかた、99.9%という高い有罪率と「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の大原則が後退しがちな裁判のもとで、いくつものえん罪事件が生まれました。

最近でも、富山の氷見事件、鹿児島島の志布志事件など、深刻なえん罪被害が明らかになっています。また、最近相次いでいる痴漢えん罪事件は、映画の題材にもなり、えん罪のこわさを身近なものにしています。

国民の司法参加は、このような刑事裁判のあり方を大きく変える力になるものと考えます。

すでに、私たち法曹関係者は模擬裁判を繰り返し、調書による裁判から、法廷で「見て聞いてわかる審理」へと裁判のやり方を変えようとしています。

市民のみなさんの新鮮な目と社会経験をふまえた健全な常識は、とすると「有罪馴れ」しがちな職業裁判官と違った見方をもたらし、公正な裁判の実現に結びつくものと期待しています。

また、裁判員制度は、私たちが問題にしてきたような捜査のあり方を

変える契機となることも期待されます。

こうした刑事司法の改革は、ひいては皆さん自身の市民生活の安全を守ることに繋がります。

県民の皆さまには、ご負担とは思いますが、このような重要な意義を持つことを十分ご理解のうえ、安易に辞退することなく、積極的に裁判員として参加してくださるようお願いいたします。

そのうえで、審理や評議に際しては、「疑わしきは罰せず」の原則を忘れることなく、裁判官と対等の立場で参加できるということに自信を持ち、率直にご意見を述べ、納得のいくまで議論のうえ、結論を出していただきたいと思えます。

また、任務を終えられた後は、守秘義務に反しない範囲で、参加した感想やご意見を適切な機会にお聞かせいただきたいと思えます。

私たちは、裁判員制度自体にも、また、これをとりまく諸制度にも、まだまだ改善を要する点があると考えています。取調べ全過程の録画（捜査の可視化）はその代表的なものです。

裁判員法では実施3年後の検討・見直しを定めていますが、参加した皆さんのご意見はそのための貴重な資料となるはずです。

以上、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。